

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(4月28日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等 (保育園, 認定こども園, 小規模保育事業所等)

ア 通常保育に係る取扱い

原則として、全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

①②に該当しない世帯に対しては、家庭での保育を強く要請します。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱，咳，鼻水，下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害，出産，介護，その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

※ 期間は、5月31日までとし、以降は、状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し、緊急性が乏しい場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し、児童の状況等により、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

※ ただし、当該事業の実施が、医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には、事業の実施主体と個別に協議・検討の上、事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ、各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）が一定数在籍していることから、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで、就労や福祉的配慮など、保護者のニーズや各園の事情を踏まえ、受入れを実施していただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

原則として、全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

①②に該当しない世帯に対しては、家庭での保育を強く要請します。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱，咳，鼻水，下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害，出産，介護，その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

※ 期間は、4月17日から5月17日までとし、以降は、状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 自由来館事業、つどいの広場

不特定の児童間の接触があることから、休館・休所します。

ウ 放課後まなび教室

市立小学校における対応を踏まえ、休止します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則開所しますが、各事業者において判断するものとします。

(5) こどもみらい館

不特定の利用者の接触がある「元気ランド」は利用休止します。
会議室等の貸館についても、5月31日まで休止します。

(6) こども体育館、青少年活動センター、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」、百井青少年村など

こども体育館、青少年活動センター、ゆめあす、百井青少年村、京あんしんこども館等は、5月31日まで休止します。

なお、青少年活動センター、京都若者サポートステーション、ゆめあす及び京あんしんこども館は、電話による相談は受け付けます。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を中止しているもの

ア 3月5日から中止しているもの

以下事業は、近距離で会話等しながら実施、かつ、知識の提供や交流等を行うものであり、他の相談業務で代替可能であることから、5月31日まで中止します。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか発達教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室（所内実施型）	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

イ 4月13日から中止しているもの

4月13日から5月31日まで休止しますが、休止となった対象者全員に対しては、電話や訪問により、丁寧に対応しています。

併せて、心理指導の経過観察が必要と判断される等、特に支援が必要な子どもについては、引き続き、個別相談を行います。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康診査（4箇月・8箇月・1歳半・3歳）	乳幼児及びその保護者	乳幼児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	各健診月1～4回

3 上記 1, 2 の対応に係る期間の目途

(1) 学童クラブ事業

5月17日(日)まで

※ 5月18日(月)以降の取扱いについては、市立小学校における特例預かり等の状況を踏まえて検討します。

(2) 上記以外のもの

5月31日(日)まで